

鳥取縣公報

訓令

第 參 拾 壹 號

昭和四年七月十六日

火 曜 日

◇鳥取縣訓令甲第十五號

- 市 町 村 長
- 町 村 組 合 長
- 市 町 村 學 校 組 合 長
- 町 村 學 校 組 合 長
- 私 立 學 校 設 立 者
- 學 校 長
- 學 校 醫 生

學校ハ多數ノ兒童生徒長時間ニ亙リテ勉學運動スル場所ナルヲ以テ常ニ清潔ヲ保持シテ衛生上遺憾ナカラシムルヲ要ス。而シテ學校ノ清潔ヲ保ツニハ先ツ校地ノ選定校舍ノ構造等ニ意ヲ用ヒ又日常塵埃汚物ノ發生ヲ防キ又其ノ除去ニ努メサルヘカラス。現今校地ノ選定校舍ノ建築等ニ關シテハ漸次改善ヲ見ツツアリト雖モ校地校舍ノ清潔方法ニ至リテハ動モスレハ從來ノ慣行タル洒掃ニノミ重キヲ置キ塵埃ノ發生校舍ノ汚染ヲ防止スル施設等未タ十分ナラサルモノアリ又掃除ノ方法宜シキヲ得スシテ甚

シク塵埃ヲ飛散セシメ爲ニ生徒兒童ノ健康ヲ害フカ如キコトナシトセス凡ツ斯ノ如キ弊ハ速ニ改善ヲ圖ラサルヘカラス。學校當局者ハ地方ノ實情ニ鑑ミ左記方法ニ準據シテ夫々之ヲ實施シ以テ學校清潔ノ實績ヲ擧クルニカメラルヘシ

昭和四年七月十六日

鳥取縣知事 久保豊四郎

學校清潔方法

學校ニ於ケル清潔方法ヲ分チテ日常清潔方法、定期清潔方法及臨時清潔方法ノ三種トス

甲 日常清潔方法

- 一、學校ノ建築ニ關シテハ其ノ構造ニ注意シ就中教室、廊下、昇降口、等ノ廣サヲ適當ニシ且光線ノ射入、空氣ノ流通ニ便ナラシムヘシ
- 二、校舎、寄宿舎等ハ毎日人ナキ時ニ於テ窓戸ヲ開放シ適宜左ノ方法ニ依リ掃除ヲ行フヘシ
 - (イ) 塵埃ノ飛散ヲ防ク爲先ツ如露ヲ用ヒテ少シク床面ヲ潤シ靜ニ掃出シタル後濕布ヲ以テ清拭シ又ハ濕リタル鋸屑、茶殻、粗穀等ヲ床上ニ撒布シテ之ヲ掃出シ或ハ狀況ニ依リテハ單ニ濕布ヲ以テ清拭スヘシ
 - (ロ) 除塵油ヲ塗布シタル床ニ在リテハ單ニ帚ニテ掃出スカ又ハ除塵油ニテ濕シタル布片ヲ以テ拭フヘシ
 - (ハ) コンクリート、石、煉瓦等ノ廊下、昇降口、運動場等ハ時々水ヲ以テ洗滌スヘシ
 - (ニ) 畳敷又ハ塵埃ノ飛散スル虞ナキ場所ニ於テハ乾燥ノ儘掃出スモ差支ナシ
 - (ホ) 建具、校具等ハ濕布ヲ以テ清拭スヘシ

- 三、木床、リノリウム敷等ハナルヘク除塵油ヲ塗布スヘシ木床ニ塗油スルニハ先ツ曹達水ヲ以テ床面ヲ洗拭シ其ノ乾燥シタル後之ヲ爲スヘシ
塗油ハ春季、夏季、冬季ノ休業等ノ時期ニ於テ行フ可トス其ノ回数ハ兒童、生徒ノ員數及校舎ノ構造等ニ依リ適宜斟酌スヘシ
- 四、教室、廊下、寄宿舎等ニ於テハ適當ナル箇數ノ屑箱及液體ヲ容レタル唾壺ヲ配置シ紙片其ノ他ノ廢棄物ノ散亂ヲ防キ且唾痰ヲ唾壺以外ニ咯出スルヲ禁スヘシ
唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後之ヲ便池ニ投棄スヘシ
- 五、黑板、黑板拭ハ常ニ清潔ヲ保タシメ、黑板ヲ拭ヒ又ハ其ノ掃除ヲ爲ス際ニハチヨーク粉ノ飛散セサルヤウ注意シ、又黑板拭ハナルヘク室外ニ於テ清掃スヘシ
- 六、靴ノ儘昇降スル校舎、寄宿舎等ノ昇降口ニハ塵掃、靴拭、靴洗器等ヲ備ヘ室内ニ砂塵ノ侵入スルヲ防クヘシ
- 尙狀況ニ依リテハ上靴、麻裏草履、籐草履、カバー等ヲ使用セシムヘシ
- 七、便所ノ尿溝、注壁、便池及其ノ周圍ハ不透透性ノ物質ヲ以テ固メ尿溝、注壁等ハ時々水ヲ以テ洗滌シ便池内ノ汚物ハ期ニ後レス汲取リ常ニ清潔ヲ保チ惡臭ノ鬱滯ヲ防クヘシ
便所ノ手洗水ハ流出裝置ト爲スヘシ、又共同手拭ヲ使用セシムヘカラス
- 八、宿直室、寢室等ハ特ニ採光、換氣ニ留意シ寢具ハ適宜日光ニ曝シ被布、寢衣等ハ時々洗濯シ清潔ヲ保タシムヘシ
- 九、食堂、炊事場、浴室、洗面所、洗濯所等ハ採光、換氣ニ注意シ且常ニ清潔ヲ保タシメ殊ニ食堂、炊事場等ニ於テハ惡臭ノ鬱滯ナキヤウ注意スヘシ
- 十、塵芥ノ類ハ芥箱又ハ一定ノ場所ニ集メ置キ期ヲ誤ラス燒却又ハ搬送セシムヘシ

- 十一、常ニ校地ノ排水ニ注意シ下水溝ハ適當ノ勾配ヲ保タシメ其ノ溝壁ニハ不滲透性物質ヲ用ヒ又時々浚渫ヲ行ヒ汚泥ハ適當ノ方法ヲ以テ他ニ搬送シ或ハ狀況ニ依リ一定ノ場所ニ集積シ散亂ヲ防クヘシ
- 下水溝ハ成ルヘク暗渠ト爲スヘシ
- 十二、運動場ハ其ノ廣サヲ適當ナラシメ其ノ手入並清潔保持ニ注意シ塵埃ノ飛散ヲ防ク爲時々撒水ヲ爲シ狀況ニ依リ樹木ヲ植エ又ハ芝生ヲ造ルヘシ
- 十三、廊下、運動場其ノ他適當ナル場所ニ手洗場ヲ設ケ狀況ニ依リ連場、昇降口等ニ足洗場ヲ設クヘシ
- 十四、器械室、標本室、戸棚、押入、下駄箱、物置、庭園等ニ關シテハ前記各項ニ準據シ適宜其ノ清潔保持ニカムヘシ

乙 定期清潔方法

- 一、定期清潔方法ハ毎年少クトモ一回之ヲ行フヘシ
- 二、教室、寄宿舎内等ニ在ル机、腰掛、寢臺、戸棚等ハ之ヲ室外ニ出シ戸、障子、窓掛等ハ之ヲ外シテ掃除シ尙天井、壁面、床等ヲ掃ヒ其ノ他日常清潔方法ニ準據シテ十分清潔ナラシムヘシ
- 三、室外ニ持出シタル器具、寢具等ハ之ヲ清潔ニシ十分空氣ヲ通シ日光ニ曝シ室内ノ乾燥シタル後持込ムヘシ
- 四、校地、建物、校具、井戸、下水其ノ他ノ設備ヲ査閲シ其ノ改善修理ヲ要スルモノハ適當ニ處理スヘシ

丙 臨時清潔方法

一、浸水ノ害ヲ被リタル學校ニ在リテハ速ニ左ノ清潔方法ヲ行フヘシ

- (イ) 水ニ浸サレタル校舎、寄宿舎ハ成ルヘク其ノ建具、床板等ヲ取り外シ日光ノ射入、空氣ノ流通ヲ圖リ床下ノ汚物、泥土ヲ除去シ十分乾燥セシムヘシ
 - (ロ) 建具、床板、校具、腰羽目等ノ浸水シタルモノハ清水又ハ熱湯ヲ以テ清拭シタル後成ルヘク之ヲ日光ニ曝シ十分乾燥セシムヘシ
 - (ハ) 浸水ノ害ヲ被リタル井戸ハ之ヲ浚渫シテ汚物ヲ除キ井戸側ハ清水ヲ以テ洗ヒ學校傳染病豫防規程第十八條ニ準シ消毒方法ヲ行フヘシ
 - (ニ) 右ノ外日常又ハ定期清潔方法ニ掲ケタル各項ヲ適宜準用スヘシ
- 二、前項以外ノ災害其ノ他公衆ノ集合等ニ依リ不潔トナリタル校舎等ニツキテハ夫々適當ナル清潔方法ヲ行フヘシ

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
明治三十五年鳥取縣訓令第六十六號學校清潔方法ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

告 示

◆鳥取縣告示第百八十二號
西伯郡光徳村大字東坪耕地整理共同施行規約變更ノ件認可セリ
昭和四年七月十六日 鳥取縣知事 久保 豊 四郎

公 告

昭和二年九月二十二日內務大臣ノ認定公告ニ依ル米子市長起業道路改築工事ノ爲收用スヘキ土地ノ細目左ノ如シ

昭和四年七月十六日

鳥取縣知事 久保豊四郎

土地細目

- 鳥取縣米子市加茂町二十三番ノ二 二十二番 以上宅地
- 同町六十九番 六十七番 六十八番 四十八番ノ一 二十一番 二十番 以上 田
- 同市東倉吉町二十八番 二十九番 以上宅地
- 同町十三番ノ一 十三番ノ二 以上 畑

昭和四年七月十六日印刷
昭和四年七月十六日發行

(定價小口一枚參厘四毛)

發行 鳥取縣鳥取市東町
印刷 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
松江刑務所鳥取支所